

第6章 重点的な取り組み

これからの南海地震対策は、テーマを設定し、段階的に取り組みを進める。

まず、第1期（5ヶ年程度）として、予防、緊急応急対策に力点を置いた、地震直後の強い揺れ、大津波からの「いのち」を守る取り組みを進める。

次の3つの重点施策を基本として推進する。

- 強い揺れから身を守る対策
- 大津波から避難する対策
- 震災に強い人・地域づくり施策

第1節 強い揺れから身を守る対策

地震直後の強い揺れによる建物の倒壊、タンス、食器棚等の家具等の転倒から身を守るための取り組みを進める。

1 建物の倒壊から身を守る

- (1) 取組みの基礎資料とするため、新たな地震動による建物被害想定を行う。
- (2) 個人住宅の耐震診断の推進等により耐震改修、建替えの促進を図る。
- (3) 公共建築物の耐震化について計画的に進める。
- (4) 個人住宅、民間の建築物の耐震化について啓発する。

2 家具等の転倒から身を守る

- (1) 個人住宅における家具の転倒防止策の普及啓発を進める。
- (2) 公共的な建築物の書棚、器具等の転倒防止を推進する。

3 揺れを感じたときの行動を身につける

- (1) 身を守る行動指針を定め、普及啓発する。
- (2) 家庭での防災用品や非常食料の備えを推進する。
- (3) 地域の自主防災活動に必要な資機材の整備を支援する。

4 火災による被害をおさえる

- (1) 密集住宅市街地の改善を進める。

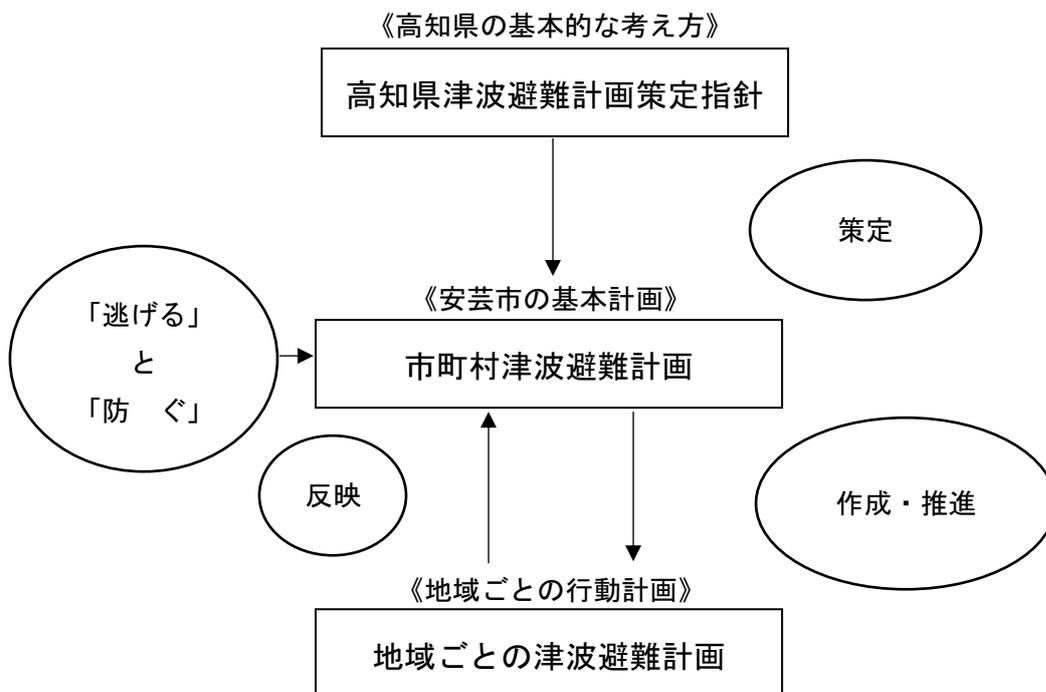
第2節 大津波から避難する対策

南海地震発生後、22分～23分後に大津波が沿岸域を襲う。そのため、「逃げる」ための避難対策（ソフト）を推進し、「防ぐ」対策（ハード）でこれを支援、補強する。

津波対策は、到達時間、津波の高さ、浸水予想範囲、避難対象地区等地域の特性を踏まえ、計画的に取り組む必要がある。

そのため、市及び地域ごとに津波避難計画を作成し、住民と行政が協力し、地域を挙げての津波避難対策を推進する。

【津波避難計画の進め方】（「市町村津波避難計画策定指針」より）



1 津波の危険性を知る

- (1) 河川の遡上や時間を追った浸水状況の予測等浸水予測の充実を図る。
- (2) 地域での学習会・研修会を支援する。
- (3) 過去の浸水の痕跡の明示や観光地において注意喚起を促す看板の設置等津波に対する危険性を明らかにする各種表示をする。
- (4) 住民、民間及び行政が必要な津波災害に関する情報のデータベースの共有化を図る。

2 津波の発生を知る

- (1) 津波発生を迅速に住民に伝達するための多様な情報伝達手段の整備を図る。
- (2) 漁港等津波危険地域にある施設の利用者に津波発生と避難場所を伝える情報伝達手段の整備を図る。
- (3) 観光客や釣客等土地勘のない方々への情報伝達手段の整備を図る。
- (4) 津波観測情報をいち早く伝えるため、津波観測施設の整備及びネットワーク化を図る。

3 津波から避難する

- (1) 緊急的な避難のため地域住民が設定する避難路や避難場所の整備の支援を行う。
- (2) 時間的に避難が難しい地域での避難対策について検討する。
- (3) 地域の住民が安全に避難することができる避難路を確保するため、避難路沿道のブロック塀等の耐震対策をすすめるとともに、道路や陸橋の安全性を高める。
- (4) 夜間の停電時も想定し、自立性の避難誘導標識や避難場所標識の整備を推進する。
- (5) 要配慮者が安全に避難できる体制を整備する。
- (6) 学校、PTA、自主防災組織等地域ぐるみの避難訓練の推進を図る。

4 避難の安全性を高める

- (1) 水門や陸閘等開口部の閉鎖対策を推進する。
- (2) 津波発生後安全が確認できるまで危険地域への進入を禁止するなど二次災害の防止を図る。
- (3) 優先度評価を行い、防災施設の改修、整備を計画的に進める。

第3節 震災に強い人・地域づくり対策

これから社会の中心となる若い世代を中心とし、地震・津波に対する正しい知識と行動力を身につけるための防災教育を推進する。

こうした学校現場での取組みを家庭、地域へと広げ、県全体の防災力の向上を図る。

また、公共施設は、平常時から「防災」の視点を盛り込んだ整備を図る。

【防災教育の進め方】



1 学校・地域での防災教育

- (1) 発達段階に応じた学習プログラム、教育の研究、開発を推進する。
- (2) 学校、家庭、地域が一体となった防災への取組みを推進する。
- (3) 教職員の防災研修を推進する

2 防災のエキスパートの養成

- (1) 防災関係機関の職員の地震・津波に関する正しい知識と行動の修得に努める。
- (2) 自主防災活動を担う人材の育成を図る。
- (3) 自主防災組織の育成や資機材整備の支援を推進する。
- (4) 日頃から防災活動を実施するNPOやボランティアの支援を行う。

3 防災の視点に立った公共施設の整備

- (1) 第2次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき各種の施設整備を図る。
- (2) 防災の視点を盛り込んだ公共施設の整備を図る。

4 技術的・財政的支援

- (1) 国・県に対して市の実施する地震防災対策について、技術的・財政的な支援を要請する。
- (2) 国の観測・予知体制の強化を要請する。
- (3) 計画づくり、課題対策、関係機関との調整、情報提供などについて、国、県及び防災関係機関の協力を得て、地域の取組みに対して支援する。